

# バラスト水管理設備規則

## バラスト水管理設備規則検査要領

バラスト水管理設備規則  
バラスト水管理設備規則検査要領

2021年 第1回 一部改正  
2021年 第1回 一部改正

2021年12月27日 規則 第56号/達 第53号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月16日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

# バラスト水管理設備規則

規則

## 2021年 第1回 一部改正

2021年12月27日 規則 第56号

2021年7月28日 技術委員会 審議

2021年12月16日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (\*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

2021年12月27日 規則 第56号  
バラスト水管理設備規則の一部を改正する規則

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

## 1 編 総則

### 2 章 用語及び略号

#### 2.1 一般

##### 2.1.1 用語（BWM 条約第1条，附属書 A-1 規則関連）

(9)を次のように改める。

この規則で使用する用語は，各編で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。  
((1)から(8)は省略)

- (9) 船舶についての「建造された」とは，次のいずれかの建造段階にあるものをいう。
- (a) キールが据え付けられた段階
  - (b) 特定の船舶と確認し得る建造を開始した段階
  - (c) 当該船舶について，50 トン又は全建造材料見積り重量の1%のいずれか少ない方が組み立てられた段階
  - (d) 主要な改造を開始した段階

((10)から(27)は省略)

## 2 編 検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

##### 2.1.3 設備の検査

-2.を次のように改める。

-2. **3 編 3 章**に規定されるバラスト水管理を実施する船舶にあつては、次に掲げる検査を行う。

- (1) 有害水バラスト処理設備、バラストポンプ及びバラスト管装置等有害水バラストの処理のための設備が承認された図面に基ついて適切に設備されていることの確認
- (2) 有害水バラスト処理設備が良好に作動することの確認（原則として、定格容量における注水及び排水を伴う運転試験を含むものとする。）
- (3) 有害水バラストの処理を実施するために必要な活性物質及び製剤等の消耗品が、適切な管理の下、搭載されていることの確認
- (4) 有害水バラスト処理設備が **2.1.2-2.(1)**に掲げる型式証明書と一致していることの確認
- (5) 活性物質又は製剤を使用する有害水バラスト処理設備にあつては、**3 編 3.3-1.(2)**に適合する型式であることの確認
- (6) 制御及び監視装置の記録装置について、その作動確認及び当該記録に必要、かつ、十分な数の消耗品があることの確認
- (7) バラスト水処理により沈殿物等のスラッジを発生させる有害水バラスト処理設備にあつては、スラッジを格納するための専用の設備が設けられていることの確認
- (8) 設置状態が十分であることの確認。特に、いかなる隔壁の貫通又はバラストシステム配管の貫通についても、関連する承認された基準に適合していることの確認
- (9) 有害水バラスト処理設備の設置及び試運転に関する手順が完了していることの確認
- (10) 2022 年 6 月 1 日以降に登録検査を完了する船舶にあつては、有害水バラスト処理設備のサンプル水分析が実施されていることの確認
- (10) その他本会が必要と認める検査

#### 2.2 製造後登録検査

2.2.3 を次のように改める。

##### 2.2.3 設備の検査

-1. 製造後登録検査では、**2.1.3**の規定に準じて該当する検査を行う。ただし、国際バラスト水管理証書又は同等の証書を有する船舶に対しては、**3.3**に規定する検査と同等の検査を行う。

-2. 前-1.により 2.1.3 の規定に準じて登録検査を行う場合であって、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては、2.1.3-2.(10)にいう確認を検査に含める。

## 4 章 臨時検査

4.1 を次のように改める。

### 4.1 一般\*

-1. 臨時検査では、バラスト水管理設備等及びそれに係る装置等の改造もしくは修理の程度に応じ、当該設備等に対する登録検査に準じて検査を行う。検査の実施にあつては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

-2. 有害水バラスト処理設備の新規搭載、変更及び交換を行った船舶に対しては、2.1.3 の規定に準じて臨時検査を行う。

-3. 前-2.により 2.1.3 の規定に準じて検査を行う船舶であつて、その完了が 2022 年 6 月 1 日以降の船舶に対しては、2.1.3-2.(10)にいう確認を検査に含める。

### 附 則

1. この規則は、2021 年 12 月 27 日から施行する。

---

# バラスト水管理設備規則検査要領

要  
領

2021 年 第 1 回 一部改正

2021 年 12 月 27 日 達 第 53 号

2021 年 7 月 28 日 技術委員会 審議

2021年12月27日 達 第53号

バラスト水管理設備規則検査要領の一部を改正する達

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## 2 編 検査

### 2 章 登録検査

#### 2.1 製造中登録検査

2.1.3 として次の1条を加える。

##### 2.1.3 設備の検査

-1. 規則 2 編 2.1.3 の適用上、検査は、BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the Commissioning Testing of Ballast Water Management Systems” を参考に、管及び装置等を含め、本船上への設備がすべて完了した後、実施すること。

-2. 前-1.において、規則 2 編 2.1.3-2.(10)にいう「有害水バラスト処理設備のサンプル水分析」は、BWM.2/Circ.70/Rev.1 “2020 Guidance for the Commissioning Testing of Ballast Water Management Systems” に加えて、以下の手順も参考とすること。

##### (1) 代表サンプルの採取

(a) 3 編 1.5 に規定されるサンプリング設備から、排出される処理後のバラスト水を代表サンプルとして採取する。

(b) 総サンプル量は、少なくとも  $1 m^3$  以上とする。ただし、代表的な生物サンプル採取に際し、それより少ないサンプル量が有効と検証される場合には、これによらない。

(c) システム設計上の制限を考慮の上、設備の監視パラメータ（流量、圧力、総残留オキシダント（TRO）濃度、紫外線透過率等）も評価し、全てのセンサー及び関連機器が適切に作動していることを確認する。

##### (2) 代表サンプルの分析

代表サンプルを、BWM.2/Circ.42/Rev.2（その後の改正を含む。）に定義される簡易分析手法を用いて、規則 3 編 3.2(1)及び(2)の規定を満足するか、分析する。

#### 附 則

1. この達は、2021年12月27日から施行する。